

## 運賃料金部会の開催を要しない軽微な事案の設定

### 運賃料金部会の開催を要しない軽微な事案（案）

- (1) 均一運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合
- (5) その他運賃料金部会において、軽微な事案と認められた場合